

年中みかんのとれるまち

広報 みはま

Public Relations Mihama



コロナに負けない！
スマート運動会

令和2年 11月号 特集

P2-P5 秋の大運動会

秋の大運動会 (Sports Day)

阿田和中学校 9.5 (Sat)

Atawa Junior high school

- ① 100 m走 ②宝探し・お菓子なカケツコ
③⑥バラエティーパック ④玉入れ ⑤応援風景



- ⑦⑧チーム演技 ⑨ 100 m走 ⑩タイヤ引き
⑪ YBR 対抗全員リレー ⑫クラブ対抗リレー

御浜中学校 9.19 (Sat)

Mihama Junior high school



町内の各学校や保育所等にて、今年も運動会が実施されました。今年はコロナの影響で時短のスマートな運動会でしたが、児童生徒たちは元気いっぱい楽しんでいました。そんな運動会の様子をご紹介します。

⑬はじめのことば ⑭⑯⑰ 100 m走
⑮クロス大玉 ⑱紅蓮華

阿田和小学校 9.26 (Sat)
Atawa Elementary School



御浜小学校 9.26 (Sat)
Mihama Elementary School

⑲紅蓮華 (表現) ⑳ダンシング銀河鉄道 999 (表現)
㉑㉒学年リレー ㉓RPG (表現) ㉔大玉おくり
㉕玉入れチェッコリ



尾呂志学園 9.27 (Sun)

Oroshi Academy

②⑥借り物競争 ②⑦③③② 100m 走 ②⑧障害物リレー ②⑨はじめの言葉 ③⑩お菓子をどうぞ



③③おわりの言葉 ③④③⑨野を越え・山を越え ③⑤③⑧ DX リレー ③⑥応援風景 ③⑦全校綱引き

神志山小学校 9.27 (Sun)

Koushiyama Elementary School





④① やってみよう ④② かけっこ ④③ わくわく♪くだもの狩り！ ④④ はじめのことば ④⑤ 動物の行進 ④⑥ おやさいサンバ ④⑦ ドラえもんラジオ体操

認定こども園 阿田和保育園 10.11 (Sun)
Atawa Nursery school



認定こども園 志原保育所 10.11 (Sun)
Shiwaru Nursery School

④⑧ かけっこ ④⑨ 金メダル授与 ④⑩④⑪ Happiness ④⑫ 親子リレー ④⑬ ジャンボリミッキー ④⑭ 熊野ハレヤ節

④⑫



令和元年度決算の概要

令和元年度の決算は、一般会計の実質収支において2億1,276万円となり、特別会計の実質収支においては、国民健康保険で1億6,951万円、後期高齢者医療で940万円、下水道で3,226万円となりました。令和元年度の一般会計決算状況は以下のとおりです。

歳入（一般会計）

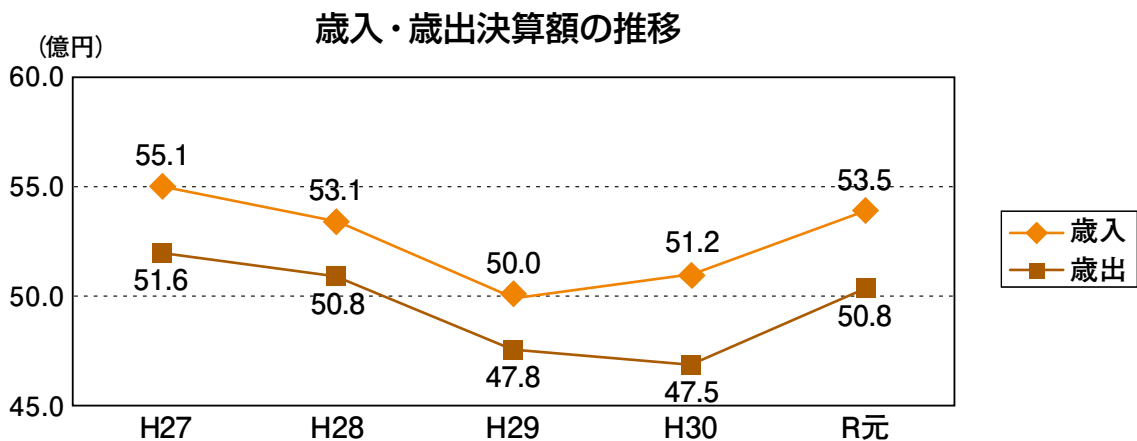
歳入規模は、繰越金や地方債の増加などにより53億5,159万円（対前年度比2億3,550万円増）と増加しています。

歳出（一般会計）

歳出規模については、普通建設事業費の増加などにより50億8,159万円（対前年度比3億3,249万円増）と増加しています。

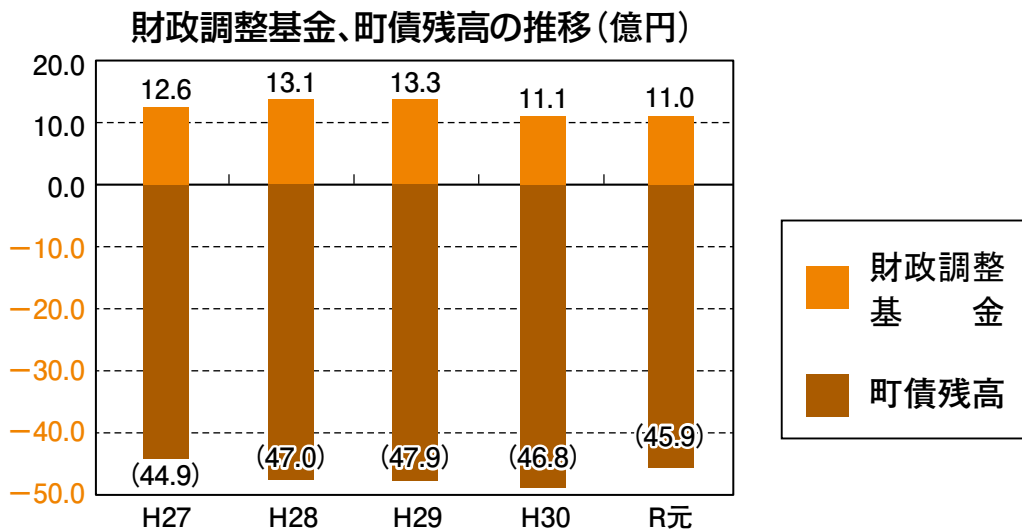
収支（歳入と歳出のバランス）

実質収支は2億1,276万円となっています。このうち1億1,000万円は、今後、突発的な災害や緊急を要する経費に備えるために財政調整基金に積み立て、1億276万円を令和2年度に繰り越しています。



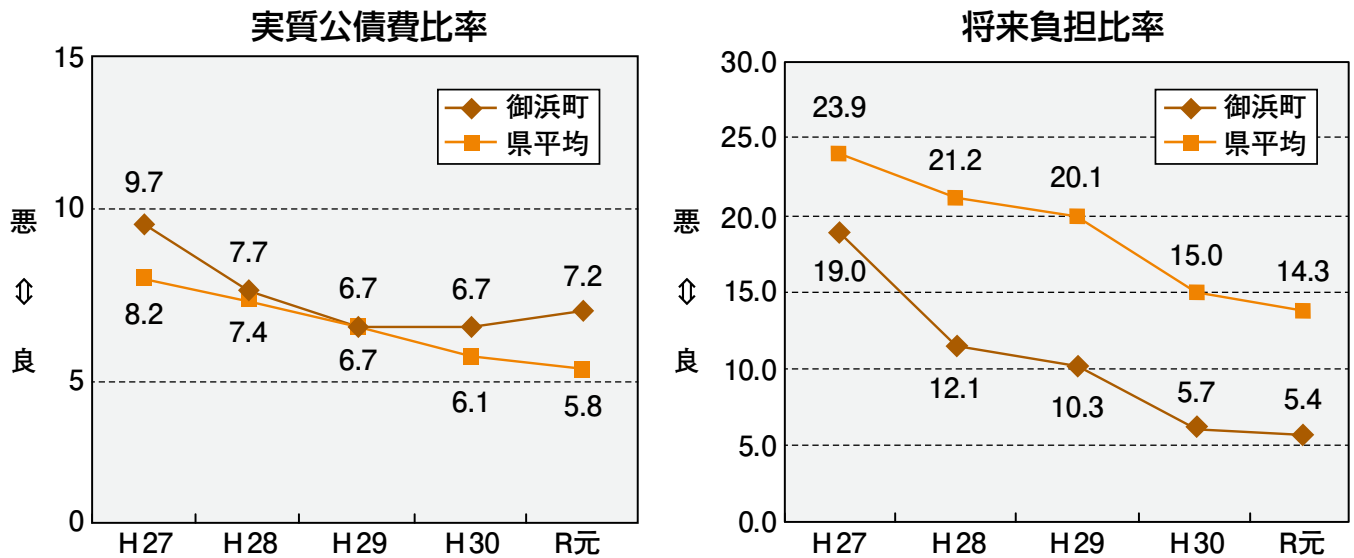
財政調整基金、町債残高

財政調整基金は、11億268万円の前年度比886万円減少しています。一方、町債残高も、45億9,328万円の前年度比8,751万円減少しています。



健全化判断比率

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため財政健全化法が制定され、健全化判断比率として4つの指標が定められています。4つの指標のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を策定し、計画に基づく自主的な財政健全化を行うことになります。



それぞれの指標について、実質公債費比率は県平均を上回る7.2%となり、将来負担比率は県平均を下回る5.4%となっています。指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、御浜町は黒字のため比率はありません。

用語解説

- 実質公債費比率**…… 借金の返済額及びこれに準じる額の標準財政規模（町税や普通交付税のように使途が特定されていない財源の標準的な規模）を基本とした額に対する比率です。
借入金の返済額及びこれに準じる額（普通交付税により措置されるものを除く）の大きさを指標化したもので、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。
- 将来負担比率**…… 町の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。
- 実質赤字比率**…… 一般会計と一部の特別会計における実質赤字の比率です。翌年度の収入を前倒ししたり、翌年度へ支払いを繰り延べたりした場合は、それらを調整します。
- 連結実質赤字比率**…… 一般会計に公営事業を含む全会計（水道・下水道・国民健康保険・後期高齢者医療保険）を含めた実質赤字の比率です。翌年度の収入を前倒ししたり、翌年度へ支払いを繰り延べたりした場合は、それらを調整します。

職員等の給与状況について

町職員の給与などは地方自治法および地方公務員法に基づき、条例や規則により支給されます。

その内容について、町民のみなさんに概要をお知らせします。(御浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく公表) ※詳細は町公式ホームページに随時掲載予定です。

① 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B / A	平成 30 年度の人件費率
元年度	5,081,585 千円	916,174 千円	18.0%	18.5%

② 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たりの 給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
元年度	101 人	393,318 千円	67,562 千円	151,917 千円	612,797 千円	6,067 千円

③ 職員の初任給の状況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

区 分		御浜町	三重県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	189,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	154,900 円	—
	中学卒	139,900 円	—	—

④ 一般行政職等級別職員数の状況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

等 級	代表的な職務	合 計	
		(人)	(%)
1 級	主事	14	13.1
2 級	主事	13	12.1
3 級	主任主事	23	21.5
4 級	係長	32	29.9
5 級	課長補佐	15	14.0
6 級	課長・参事	8	7.5
7 級	調整監	2	1.9
合 計		107	100.0

⑤ 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日)

区 分		給料月額等
給 料	町 長	676,000 円
	副町長	551,000 円
報 酬	議 長	285,000 円
	副議長	225,000 円
	議 員	210,000 円
期末勤勉	町 長	(31 年度支給割合)
	副町長	4.50 月分
	議 長	(31 年度支給割合)
	副議長	3.40 月分
	議 員	

† 問い合わせ先 † 総務課 総務係 (☎ 3 - 0 5 0 5)

第4回 御浜町総合防災訓練を実施します

11月8日（日）午前9時から、町内全域・全町民を対象に第4回 御浜町総合防災訓練を実施します。

訓練では、南海トラフを震源とする大地震の発生を想定し、「地域の災害特性」「迅速な災害対応」「関係機関との連携」「住民参加」の4つの視点を基本に、町内各地において地震発生直後の初動対応を検証・確認します。



訓練当日の午前9時、防災行政無線で緊急地震速報（訓練用）の町内一斉放送を行います。

住民のみなさんは、この放送を訓練開始の合図として、その場で安全行動を実施した後、各地区自主防災組織で決められた取り組み内容に従い行動してください。なお、今年度は各地区の主要な避難所で実施する大規模な訓練は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施しません。

（※各自主防災組織独自で訓練を実施する場合があります。詳細は各自主防災組織で配布されるチラシをご覧ください）

みなさまのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

第4回 御浜町総合防災訓練の概要

【日 時】 11月8日（日） 9：00～10：00

【対 象】 全町民（自主防災組織）、役場職員（自主防災組織支援員）、国・県その他関係機関

【訓練場所】 町内全域（各家庭、町内各地区、役場本庁舎内）

時 間	行動項目	訓練内容	対 象
9：00～10：00	自分の身の安全を守る行動	安全行動、避難訓練、安否確認	個人・家族 地域・自主防災組織

御浜町総合防災訓練で、みなさんにまず実施して欲しい訓練

安全行動訓練（誰でも個人での取り組みが可能な簡単な訓練です）

【訓練目的】 1. 地震発生時に、自分と家族の命を守るための行動を確認する。

2. 防災・減災対策の自助・共助について各自で考える機会とする。

【訓練の流れ】 ① 午前9時、防災行政無線で緊急地震速報（訓練用）を町内一斉放送。

② 緊急地震速報（訓練用）の間（約1分20秒）、各自、その場で、地震から身を守る3つの安全行動を実施してください。（下記参照）

【地震から身を守るための3つの安全行動】



※今回は、各地区の被害状況などを各自主防災組織から、災害対策本部に迅速かつ適切に伝達していただき、災害対策本部は情報の収集・分析と早期の対応につなげることを目的として、災害対策本部と自主防災組織の間で情報伝達訓練も行います。

※新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用などにご協力をお願いします。また、発熱や咳など感染が疑われる方の参加はご遠慮ください。

※町に気象警報（ただし、波浪警報は除く）等が発表された場合、御浜町総合防災訓練は中止となります。

☆御浜町建設業組合のご協力をいただき、災害時の河川堤防の応急復旧を目的に、ドローンで現場の確認をしながら重機などを使って仮の堤防を作る「築堤」の訓練を行います。

【日 時】 11月8日（日）9：00～ 【場 所】 ふれあいビーチ付近

尾呂志学園文化祭で防災・減災コーナーを開設します

【日 時】 11月15日（日）9：00～12：00 【場 所】 尾呂志学園

【内 容】 ○避難所のコロナウイルス感染症対策物品の展示

○防災行政無線放送内容をLINE等で受け取るためのスマートフォンへの登録のお手伝い
避難所のコロナウイルス感染症対策物品の展示では、コロナ禍における避難所のあり方について考える良い機会となります。また、8月より防災行政無線放送をより多くの方にごどこでも受け取っていただけるようにLINE配信を開始しています。スマートフォンへの登録のお手伝いをさせていただきますので、ぜひご来場ください。

命を守るために家具固定を行いましょう

みなさんは大震災によって引き起こされる被害で何が一番怖いですか？

町民の多くの方々が、まず頭に浮かぶのは津波なのではないでしょうか。火事を思い浮かべる方も多くいらっしゃると思います。

ただ、発災時自宅にいる際一番にしなければならない行動は自分自身に襲い掛かる家具等から身を守ることです。津波や火事から逃れるためにはまず家から脱出しなければなりません。

津波や火事から逃げた後のことを考え、避難所等へ避難した時のために食料品等を備えておくことももちろん大切です。しかし、まず何より大切になるのは避難の一步を踏み出すことができるように備えることではないでしょうか。

阪神淡路大震災などの過去の大震災では家具等が倒れ、避難することができず逃げ遅れてしまうという例も多くありました。

そのようなことを防ぎ、犠牲者ゼロを目指すためにも、家具固定を行い自分自身の命を守りましょう。

町では、家具固定を行う世帯に対して家具固定の器具購入費の補助を行っております。昨年まで半額補助（5,000円上限）でしたが、今年度より、65歳以上の方や避難行動要支援者の方がいらっしゃる世帯は、**全額補助（5,000円上限）**です。

申請を希望される方や質問等ございましたら、総務課防災係（☎3—0505）までお問い合わせください。

大規模災害時のトイレについて

大規模災害発生時のトイレはどうしたらいいの？

災害大国日本では、毎年のように自然災害が発生しています。大規模災害発生時に停電や水道が止まることも予測されます。災害時に困るトイレの使用について考えてみましょう。

①浄化槽の使用（浄化槽使用者が自ら暫定使用の判断を！）

浄化槽の本体は強度に優れており災害に強いといわれていますが使用する前に下記事項をチェックし、異常がなさそうでしたら様子を見ながら使ってみてください。

- | | |
|---------|---|
| ◆チェック項目 | ☐ 漏電ブレーカーが作動している。
☐ コンセントボックス、ブロワが水没した形跡がある。
☐ ブロアがコンセントに接続されているのに動いていない。
☐ 電源ケーブルが切れている。
☐ ブロアの作動音がいつもよりうるさい。
☐ 空気配管が外れたり壊れている。
☐ 浄化槽本体の周囲で水が漏れている。 |
|---------|---|

チェック項目がある場合は浄化槽の使用を控え、保守点検業者や水道業者等に連絡してください。

② 下水道の使用

宅地内の配管に異常がなく、下水が流れていくかなど様子をみながら使ってみてください。

- (1) トイレを流しても流れない。トイレを流すと宅地内のマスから水が漏れる場合は宅地内での配管等の異常が考えられますので町の下水道排水設備指定業者に連絡してください。
- (2) 宅地内の配管等に異常がなく、町道等に埋設しているマンホールや配管等に異常がある場合は役場に連絡してください。

***町では浄化槽や下水道が使用できない場合に備えて下記のトイレを一定数、備蓄しています。状況をみながら避難所等に設置します。**

- 仮 設 ト イ レ**……汲み取り式で停電時でも使用可能。避難所等に緊急に設置できる。便槽の清掃が必要です。
- マンホール直結式トイレ**……下水道用マンホールや浄化槽の上に設置する。長期間の使用も可能です。
- 簡 易 ト イ レ**……小型なので避難所用に手軽に設置できる。停電時でも使用可能、凝固剤で固めそのまま捨てるので水も不要です。

***停電・断水が長引くのであれば、自宅の浄化槽・下水道の使用は避け、避難所等に設置された仮設・簡易トイレの利用をおすすめします。**

大規模災害時のトイレについては生活環境課環境係（☎3-0513）まで問い合わせください。

秋季全国火災予防週間

11月9日（月）から11月15日（日）まで全国一斉に秋季全国火災予防運動が実施されます。令和元年中の全国火災件数は3万7,538件、三重県では656件となっています。日本全国で火災は1日に約103件発生しています。これからの季節は、暖房器具等の火気を使用する機会が増え、火災発生の危険も増加します。冬を迎えるにあたり、暖房器具等の点検を十分に行ってください。

住宅用火災警報器未設置の人は早急な設置をお願いします

住宅用火災警報器の設置は町を含む熊野市消防本部管内では平成20年6月より消防法及び熊野市火災予防条例で設置が義務化されていますが、三重県の設置率は全国的にも低く、県内の中でもこの地方は大きく平均を下回っています。例年、住宅火災による死者の発生状況をみると、**「逃げ遅れ」**によるものが大半を占めています。その最大の原因は、発見の遅れによるもので、火災の発生に気づきにくい就寝時間に集中しています。そのため、火災の発生をいち早く大きな警報音で知らせる感知の早い煙式の住宅用火災警報器の設置をお願いします。すでに設置している人は、作動点検はしていますか？いざという時のために作動点検を定期的に行ってください。（**電池式**の場合、寿命は**約10年**とされています。）住宅用火災警報器はホームセンターや家電取扱店、防災設備の取扱店等で購入できます。

どこに設置すればいいの？

すべての**寝室**に設置義務があります。また、**2階に寝室がある場合、階段上部**にも設置する必要があります。**住宅防火 いのちを守る 7つのポイント**

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

秋季全国火災予防週間に関する問い合わせは、熊野市消防本部予防課（☎0597-89-0994）または熊野市消防署御浜分署（☎2-4731）まで問い合わせください。

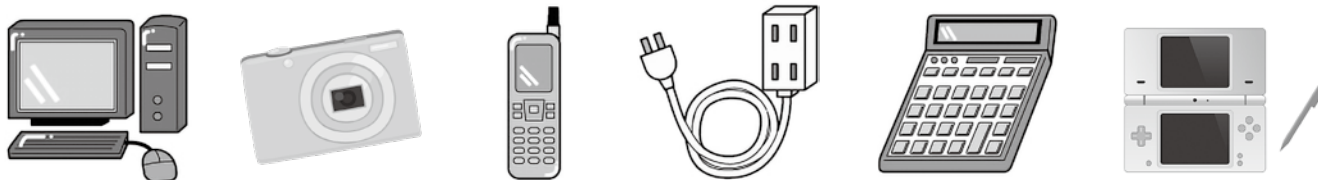
↑問い合わせ先↑ 総務課 防災係（☎3-0505）

チャレンジ!ごみ減量化(第8回)

身の回りの不用品を
活用しましょう!

「高品位小型家電製品」の無料回収を行ないます

町では、家庭で不用となった希少な金属類（金・銀・銅・ニッケル等）を多く含んでいる“高品位”小型家電製品の回収を下記のとおり行います。この機会にぜひご利用ください。



【回収日時】 11月23日（月・祝日） 8:00～12:00

【回収場所】 御浜町リサイクルセンターくるくるタウン（志原 2515 番地 1）

【回収対象品目】 ご家庭で不用となった以下の製品が対象です。

- ・パソコン機器（パソコン本体、ディスプレイ、キーボード、マウス等）
- ・携帯電話（スマートフォン、PHS を含む）、電子手帳・電子辞書
*携帯電話は、生活環境課窓口・資源持込受付での専用ボックス回収も実施中。
- ・携帯音楽・映像プレーヤー（携帯型カセット・CD・MD プレーヤーを含む）
- ・家庭用ゲーム機（携帯型を含む）、サーバー（家庭用）、ワープロ、タブレット端末
- ・デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、電卓・ファックス一体型電話機
- ・ハードディスクレコーダー、カーナビ（HDD 式・DVD 式）、電源コード類

★次の品目は収集できませんので、ご注意ください。

- ◇リサイクル家電製品（エアコン [室外機も含む]、ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、保冷庫・冷温庫）
- ◇粗大ごみ（粗大ごみの持ち込み収集、個別訪問収集をご利用ください。）
- ◇事業で出た小型家電製品（処理業者等にご相談ください。）
- ◇上記以外の小型家電製品（金物の日の不燃ごみで出してください。…ビデオデッキ 等）
- ◇小型家電製品以外の資源・ごみ全般（通常の収集日に分別のうえ出してください。）

【回収方法】 当日の受付時間中に回収希望の品目をご持参のうえ、くるくるタウンにお越しください。簡単な受付を行ってから回収します。

◎お願い…回収に出す品目につきましては、事前にデータ消去等を行ってください。

～今回の小型家電収集の目的～

今年度の小型家電収集では、翌 2021 年に開催される「三重とこわか大会」（第 21 回全国障害者スポーツ大会）で使用される表彰メダルの原材料として活用することを目的として、みなさんから集められた対象家電製品のうち、特に携帯電話・スマートフォンとパソコン類を提供する予定です。（その他の回収した家電製品につきましても適正なりサイクルを行って、大切な資源類として活用させていただきます。）

三重県で開催される大きなスポーツイベントでみなさんのご厚意により集められた多くの家電製品が生まれ変わって出場選手の胸元に輝くメダルとなりますよう、この機会にぜひご協力ください。



小型家電製品の宅配回収サービスもご活用ください！

前ページでお知らせした、小型家電製品の持ち込み回収が都合でご利用いただけない場合は、認定事業者（リネットジャパンリサイクル株式会社）が実施する、ご自宅からの宅配サービスにより不要パソコンや各種周辺機器、携帯電話等の回収を行うサービスをご利用いただくこともできます。

対象機器	・パソコン（故障やハードディスクの有無にかかわらず、古い機器や自作機器も対象）、タブレット及び周辺機器（マウス・キーボード・プリンター・モニター等） *ただし、CRT（ブラウン管）モニターは別途回収手数料が必要。 ・携帯電話、スマートフォン ・その他小型家電製品各種（DVDプレーヤー、携帯電話、固定電話、電子レンジ等）
サービス利用期限	11月まで（「三重とこわか大会」メダル原料回収を目的とした期限） *リネットジャパンリサイクル株式会社では、上記取り組みの期限後も、パソコン等小型家電製品の適正な回収・リサイクル推進を目的とした対象機器の宅配回収事業が継続して行なわれます。
回収費用	製品を梱包する箱（ダンボール等）1箱あたり 1,500円（税別） *指定されたサイズの箱（上限サイズ：縦・横・奥行3辺の合計140cmまで+梱包後の重量20kg以内）に入れば、何点入れても一律です。 *梱包する製品にパソコン本体が含まれる場合は、無料で回収可能となります。 *CRT（ブラウン管）モニターは、1台当り3,000円（税別）が必要。

※その他、申込方法等の詳しい情報は、「とこわか リサイクル」でパソコン等から検索・確認してください。

12月の粗大ごみ「訪問収集」の日程をお知らせします

- 【収 集 日】 12月6日（日）… 受入れ予定件数に達ししだい、締め切りとなります。
- 【申込締め切り日】（電話申込）12月1日（火）まで / （窓口申込）12月4日（金）まで
- 【ご 注 意】 ※個別訪問収集につきましては、1日に対応できる受付件数が限られています。また、原則先着順での受付となるため、訪問収集をご希望の場合は、お早めに担当係へ問い合わせください。
- ※粗大ごみを自力で出す手段が無い方や周囲の支援を受けられない方などを優先させていただく場合がありますので、ご理解・ご了承をお願いします。

※当日は、上記の訪問収集と並行して、粗大ごみの個別持ち込み収集も「粗大ごみ中間集積場」（阿田和地区）で実施します。ごみ収集カレンダーと防災行政無線でのお知らせをご確認のうえ事前にお申込みください。

◆令和2年9月のごみ・資源処理量の動きをお知らせします。

種 別	今年9月の処理量	令和元年9月の処理量	増減比較	住民1人・1日当りごみ量
燃料ごみ	114,280kg	99,610kg	+ 14,670kg	◇令和2年9月の排出量 703 g 【参考】 令和元年9月の排出量 707 g
不燃ごみ	9,600kg	11,070kg	△ 1,470kg	
粗大ごみ	4,140kg	5,070kg	△ 930kg	
資源類	29,082kg	31,990kg	△ 2,908kg	
草・小枝	8,230kg	6,920kg	+ 1,310kg	
9月合計量	165,332kg	154,660kg	+ 10,672kg	
4月からの合計量	1,079,480kg	1,106,111kg	△ 26,631kg	

† 申込み問い合わせ先 † 生活環境課 環境係（☎ 3-0513）

令和3年度 認定こども園・保育所等 園児募集

令和3年度の認定こども園阿田和保育園、認定こども園志原保育所、その他町外の保育所・幼稚園の利用申込み等については、以下のとおりです。

令和3年度から認定こども園等の利用を希望される保護者の方は、必ず受付期間内にお申込みください。

- 幼児教育・保育の無償化により、3歳～5歳児クラスの全世帯、および0歳～2歳児クラスの非課税世帯にかかる利用者負担額（保育料）は無料です。ただし、延長保育料は無料にはなりません。
- 3歳～5歳児クラスにかかる副食費についても無料となります。ただし、町外の施設を利用される場合は、いったん施設に副食費をお支払いいただき、後日役場に請求をしていただく必要があります。

1. 新規に町内の認定こども園の利用を希望する児童

- ・ 通園区域は設定していませんので、希望する認定こども園へお申込みください。
- ・ 利用できる年齢は、認定こども園阿田和保育園が1～5歳、認定こども園志原保育所が0～5歳です。ただし、0歳児は、入園月の初日に生後5か月を経過しているお子さんが対象です。
- ・ 申込書等は、各認定こども園のほか、子育て支援室・健康福祉課でも配布します。
- ・ 育児休業期間満了等で年度途中から利用希望の方も、受付期間内にお申込みください。
- ・ 令和3年4月1日までに転入される予定の方も、転入予定で受け付けします。
- ・ 認定こども園の定員等の状況により、ご希望に添えない（利用できない）場合があります。

【申込み】 受付期間 11月2日（月曜日）～11月16日（月曜日）

【申込先】 認定こども園阿田和保育園・認定こども園志原保育所

2. 新規に町外の施設の利用（広域利用）を希望する児童

- ・ 11月16日までに健康福祉課へお申込みください。熊野市内の保育所を希望される方は、あらかじめ熊野市福祉事務所・児童福祉係（☎0597-89-4111）まで、ご連絡をお願いします。
- ・ 施設所在地の市町に住所を有する方の利用が優先されるため、ご希望に添えない（利用できない）場合があります。

※熊野市の私立有馬幼稚園の利用を希望する児童

- ・ 利用にあたっての支給認定1号が必要となります。直接、有馬幼稚園までお申込みください。
- ・ 両親いずれもが、次ページの「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合、幼稚園で実施される預かり保育の利用料についても無料になります。詳しくは健康福祉課まで問い合わせください。

3. すでに保育所等を利用している児童

- ・ すでに認定こども園等（町外含む）を利用されている児童については、10月頃に来年度の利用に必要な手続き（現況届等）を個別にお知らせしています。
- ・ 転園を希望される場合は、現在利用されている保育所等へお早めにお申し出ください。

認定こども園・保育所・幼稚園の利用を希望する保護者の方へ

認定こども園等の利用にあたっては、教育・保育を必要とする状況について、支給認定を受けていただく必要があります。この認定は、保護者の居住地の市町村が行います。認定の申請は、通常、認定こども園等の利用申込みと同時に受け付けます。

※支給認定や保育の必要量の区分ごとに異なった利用時間・利用者負担額（保育料）が設定されます。

支給認定の種類等

年齢	認定区分	対象者	保育を必要とする事由・▶必要量	利用可能施設等
満3歳以上	1号	教育を希望される場合	なし	・認定こども園 ・幼稚園
	2号	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	あり▶保育標準時間 (就労下限1ヶ月120時間以上等) あり▶保育短時間 (就労下限1ヶ月48時間以上等)	・認定こども園 ・保育所
満3歳未満	3号	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	あり▶保育標準時間 (就労下限1ヶ月120時間以上等) あり▶保育短時間 (就労下限1ヶ月48時間以上等)	・認定こども園 ・保育所
	—	上記以外の場合	なし	一時預かり事業などを利用

※「保育を必要とする事由」に該当する方であっても、認定こども園や幼稚園での教育を希望される場合は、1号の認定申請をすることができます。

認可外保育施設・一時預かり・ファミリーサポートセンター等を利用する保護者の方へ

認可外保育施設・一時預かり・ファミリーサポートセンターを利用される方で、下記の「保育を必要とする事由」に該当する場合は、保育の必要性の認定を受けることで利用料が無料となる場合があります。認定にかかる申請書は、子育て支援室・健康福祉課で配布しています。詳しくは健康福祉課まで問い合わせください。

保育を必要とする事由

両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている方、ひとり親家庭の場合は児童を監護している母又は父）が、以下の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。集団生活に慣れさせたい等は理由になりません。

《保育を必要とする事由》

- ① 就労…就労を開始する月（育休から復職する月）の前月から
※保護者の就労の下限：1か月当たり48時間以上です。
- ② 妊娠・出産…産前6週間前の日の属する月から産後8週間後の日の属する月まで
- ③ 保護者が疾病または障がいを持っていること
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護をしていること
- ⑤ 災害復旧に当たっていること
- ⑥ 求職活動（起業準備含む）…認定開始から90日を経過する日の月末まで
- ⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）していること
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他（上記に類する状態として、町が認める場合（以下のとおり））
 - ▶ 小学校就学前の子どもが2人以上いる世帯であって、保護者が最年少の子どもを家庭で育児している場合に兄弟の保育が必要であること
 - ▶ その他町が認める場合

† 申込み・問い合わせ先 † 認定こども園 阿田和保育園 (☎2-2071)
認定こども園 志原保育所 (☎2-0058)
健康福祉課 子ども家庭室 (☎3-0508)

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待とは、親または親に代わる養育者によって、子どもの心身の健やかな成長に悪影響を及ぼす行為です。「しつけ」のつもりであっても、子どもの心や身体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。

親には、子どもの利益のために監護・教育をする権利・義務があります。このため親は、子どもを養育し教育するためのしつけをしますが、「理想の子どもに育てよう」「将来困らないようにしっかりとしつけなくては」といった思いから、ときにはしつけとして子どもに罰を与えようとすることもあるかもしれません。しかし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛または不快感を引き起こす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、本年4月より法律で禁止されました。これは保護者を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたものです。

暴力はもちろん、こんなことも虐待です

- しつけのために叩く
- 激しく揺さぶる
- 食事やミルクを与えない
- 衣服を替えない・風呂に入れない
- 乳幼児を家や車内に放置する
- 真冬に子どもを外に閉め出す
- 病気やけがのとき医者に見せない
- 学校に行かせない
- 言葉による脅し
- 子どもの存在を無視する
- 子どもの前で家族に暴力を振るう
- 性器や性的行為を見せる

住民のみなさんへ ～ 気になったらまずはご連絡を！～

児童虐待は、地域全体で取組むことで発生予防や早期発見につながります。あなたの周りに「気になる子ども」はいませんか？「もしかしたら」と感じたら、迷わずに、役場健康福祉課や下記の児童相談所全国共通ダイヤルに連絡してください。連絡は匿名で大丈夫です。名前を教えていただいた場合でも、連絡者の名前は固く守秘します。また、その疑いが結果的に虐待でなかったとしても、責任を問われることはありません。

【気になるサイン】

- ・子どもをたたく音や泣き声、保護者の怒鳴っている声がよく聞こえる
- ・子どもに不自然な傷（あざ、打撲、やけどなど）がある
- ・衣服や身体がいつも汚れている
- ・夜遅くまで遊んでいる、家に帰りたがらない など

保護者の方へ ～ 一人で抱え込まずご相談を！～

子育てには悩みや不安がつきもので、それを一人で抱え込むことが、いつの間にか児童虐待へとつながってしまう場合があります。困ったときは頑張りすぎず、役場健康福祉課、児童相談所、学校、保育所、子育て支援室など、あなたの周りの身近な相談相手に気軽に相談してください。

児童相談所全国共通ダイヤル いち は や く ☎ **1 8 9**

- ※連絡は匿名で行うことも可能です。
- ※連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
- ※お住まいの地域の児童相談所につながります。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

↑問い合わせ先↑ 健康福祉課 子ども家庭室（☎3-0508）

人生100年時代を健康に過ごすために

～ 口 腔 編 ～

11月8日は「いい歯の日」であり、11月は「8020運動」の推進月間でもあります。現在、80歳で20本の歯を残す「8020運動」の達成者は、5割を超えており、歯の健康が注目されてきている証拠だと言えるでしょう。

歯や口の中の衰え（オーラルフレイル）は、全身の衰弱の悪循環につながりやすく、誤嚥性肺炎などの病気も招きます。

誤嚥性肺炎に要注意

誤嚥性肺炎とは、飲み込む力が衰える事で、お口の中の細菌が食物と一緒に誤って気管支や肺に流れ込んで発症する肺炎です。肺炎は高齢者の死亡原因としても警戒される病気です。安全な食べ方と、適切な口腔ケアで予防に努めましょう。

- よく噛んで食べる……ひとくちの量は少なめに、ひとくちあたり30回を目安によくかみます。
- よい姿勢で食べる……上半身を起こした軽い前傾姿勢で、あごは引き気味にします。
- お口の清潔を保つ……食後の歯みがきやうがいを励行しましょう。

～歯とお口をきれいに保つには～



口腔清掃

- ◆歯磨きが基本……食後みがき残しがないように丁寧にみがきましょう。歯と歯の間をみがく歯間ブラシ、デンタルフロスなども利用しましょう。
- ◆義歯は必ずして清掃……入れ歯は、必ず必ずして汚れを流水で洗い流しましょう。
- ◆舌の清掃も忘れずに……舌の上に付いた汚れの清掃は、口の中の細菌の増殖を防ぐだけでなく、口臭予防にも効果的です。専用ブラシも市販されています。



生活改善

- ◆食事に一工夫……噛む力が劣えると柔らかい食材ばかり選びがちですが、噛みごたえのある食材を1品取り入れるだけで、噛む機能のトレーニングになります。
- ◆読む事に一工夫……本、雑誌、新聞など、声を出して音読することで口腔機能がアップします。



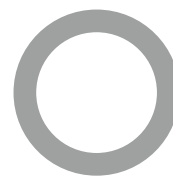
定期的な歯科受診

- ◆半年に1度は歯科医院へ……異常の早期発見と専門的な対処が効果的です。通院できない方は『口腔ケアステーション』（☎090-2616-8020）へご相談ください。

11月14日は「世界糖尿病デー」です

世界糖尿病デー

2019年現在、世界の糖尿病人口は4億6,300万人に上っており、2045年には約7億人に達すると試算されています。このような状況を踏まえ、国連が指定した11月14日の世界糖尿病デーに160カ国が参加し、世界中で糖尿病予防や治療継続の重要性について周知するキャンペーンが行われています。



world diabetes day
14 November

糖尿病とは

- ・インスリンの作用不足や作用低下により、血液中の血糖値が高い状態（高血糖）が続く病気です。
- ・高血糖が続くと、全身の血管を傷つけ、動脈硬化をはじめとする様々な合併症を引き起こします。

世界で6秒に1人の命を奪う

糖尿病は、一般的に死に至る病気との認識は薄いですが、年間500万人以上が糖尿病の引き起こす合併症などが原因で死亡しています。

日本の現状

2016年に実施された国民健康・栄養調査によると、「糖尿病が強く疑われる人」と「糖尿病の可能性が否定できない人」の合計が約2,000万人で、総人口の15%を超える糖尿病患者及び予備群がいると推測されています。

糖尿病には痛みなどの自覚症状が少ないことから、疑いがありながら治療を受けないケースが多くあります。特に、男性の40～49歳の働き盛り世代において、約5割が未受診または治療中断という状況です。

糖尿病予防対策

糖尿病の重症化を防ぐために、

- ・「まずは健康診断による早期発見」、「早期治療」、「治療継続」が重要です。
- ・また、普段から食事や運動など生活習慣に気を付け糖尿病を予防しましょう。

紀南地域における糖尿病予防の取り組み

熊野市・御浜町・紀宝町・熊野保健所・紀南病院・紀南医師会で紀南健康長寿推進協議会を結成し、広域で糖尿病予防対策に取り組んでいます。この協議会で作成した糖尿病予防パンフレットを各市町ホームページに掲載していますので、みなさまの健康づくりにお役立てください。

御浜町「健康ポイント」特典交換を行っています ～ 2,000ポイントがたまったら特典と交換できます ～

先着350人です。ただし、特典がなくなり次第交換を終了します。お早めに交換してください。

【特典交換期間】 10月1日（木）～令和3年3月31日（水）

【対象】 20歳以上の町民

- ・交換は役場健康福祉課にて1年度おひとり1回限りです。
- ・ポイントは次年度に繰り越しはできません。

特典1 2,000円分のピネ商品券
2,000円分のKii Card ポイント
2,000円相当の健康グッズ

いずれか1点をお選びください。各商品は数に限りがありますのでご了承ください。

特典2 三重とこわか健康応援カード

県内の協力店で、商品購入の割引やドリンクサービスなどの特典が受けられます。



- ・交換時には御浜町健康ポイントカードを持参ください。
- ・ポイントカード新規作成、引換券や歩数記録表などによるポイント換算は特典交換時でも可能です。

ポイント豆知識（知らず知らずのうちにたまっているかも?）

- ・ポイント対象事業では引換券をお渡ししています。お手元の引換券を確認ください。
- ・職場で受診した健康診断もポイント（500ポイント）の対象になります。（領収書や受診結果などをご提示ください。）
- ・ウォーキング記録もポイント対象となります。最高3か月で1,200ポイント!!
- ・他のポイント対象事業は御浜町健康ポイント公式パンフレットをご覧ください。



↑問い合わせ先↑ 健康福祉課 健康づくり係（☎3-0511）

美し国三重市町対抗駅伝ランナー募集

第14回目を迎える『美し国三重市町対抗駅伝』が、令和3年2月21日（日）に開催されます。走ることが好きなみなさん、御浜町の『タスキ』を繋げませんか。

【コース】 三重県庁前～『三重交通Gスポーツの杜伊勢』陸上競技場 10区間 42.195km

1区	1.28km	小学生女子	6区	6.36km	ジュニア男子
2区	1.85km	小学生男子	7区	2.89km	一般女子
3区	3.83km	中学生女子	8区	3.43km	20歳以上女子
4区	5.58km	中学生男子	9区	5.45km	ジュニア女子
5区	4.60km	40歳以上男子	10区	6.925km	20歳以上男子

【募集人員】 各区間2名 【募集締切】 11月9日（月）

※ランナー募集について、詳しくは下記までお問い合わせください。

↑問い合わせ先↑ 教育委員会 生涯学習係（中央公民館）（☎2-3151）

御浜町ファミリーサポートセンター サポート会員養成講習会を開催します

御浜町ファミリーサポートセンターでは、子育てのお手伝いができる人（サポート会員）を募集しています。サポート会員になるためには、下記の講座を受講していただく必要があります。子育てを応援したい方、子育てしている者同士で助け合いたい方、ご自身の子育てやお孫さんを預かるときに役立てたい方など、ぜひ受講してください。

【日時・内容】 ※新型コロナウイルスの関係により、講習内容が変更になる場合があります。

日 程	時 間	講座内容
11月28日(土)	10:00～10:20	オリエンテーション
	10:20～10:50	御浜町ファミリーサポートセンターの概要
	11:00～12:00	安全運転講習（子どもの送迎について等）
	13:00～16:00	子どもの安全と事故 幼児救急法
11月29日(日)	10:00～12:00	心の発達とその問題
	13:00～14:30	新型コロナウイルスと子どもがかかりやすい感染症について
	14:40～15:00	子どもの暮らしとケア
	15:00～16:00	子どもの遊び

【場 所】 役場1階 第1・2会議室

【申込方法】 御浜町ファミリーサポートセンターへ電話でお申し込みください。

※サポート会員登録を希望しないがこの講座に関心がある方、また現在サポート会員として活動されている方も、受講していただくことができます（一部のみの受講も可）。

※講習会の受講にあたり託児が必要な方は、申込時にお申し出ください。

↑問い合わせ先↑ 御浜町ファミリーサポートセンター (☎2-0336)
健康福祉課 子ども家庭室 (☎3-0508)

水道メーターの交換のお知らせ

ご家庭に設置している水道メーターについては、法律でその使用有効期限（8年）が定められています。町では、設置後7年を経過した水道メーターを新しいメーターに取替えています。該当するお宅には、町が委託した水道業者が訪問して交換作業を行います。お宅が不在のときでも水道メーターの取替を行わせていただきますので、敷地内への立ち入りについてご協力をお願いします。

なお、水道メーターの取替えについては**無料**で行っておりますので、交換代金等を請求することはありません。ご不明な点がございましたら、生活環境課までご連絡ください。

交換時のご協力をお願い

- 水道メーターの交換作業時は断水させていただきます。
（一般家庭で20～30分程度）
- メーターボックスの上や周囲には物を置かないでください。
- 犬などは作業の範囲の外へついでないでおいでください。

※交換作業員は右記の委託員証を携帯しています。

第 1 号 契印

水道量水器取替業務委託員証



顔写真

事業所名 御浜水道工事店

氏 名 水道 太郎

昭和〇年〇月〇日生

令和〇年〇月〇日発行

御浜町水道事業管理者
御浜町長 大畑 覚

公印

有効期限
令和3年〇月〇日

↑問い合わせ先↑ 生活環境課 上下水道係 (☎3-0513)

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から11月25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。配偶者等からの暴力、性犯罪、セクシュアルハラスメント等、これらの「女性に対する暴力」は人権侵害であり犯罪です。一人で抱えこまず相談してください。

相談窓口

みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」

☎059-253-4115

相談時間 10:00～16:00（土日祝、年末年始を除く）

◎LINEでの相談も実施しています。「三重県 DV・妊娠 SOS・性暴力相談」

実施期間 6月1日～令和3年3月31日

LINE相談は24時間受け付けますが、返信は相談時間内になります。

QRコードから登録すると
友達追加できます。



三重県女性相談所（三重県配偶者暴力相談支援センター）

☎059-231-5600

相談時間 9:00～17:00（月・水・金曜日）

9:00～20:00（火・木曜日）（土日祝、年末年始を除く）

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」

☎059-233-1133

相談時間 9:00～12:00（火～日曜日）

13:00～15:30（火・金・土・日曜日）

17:00～19:00（木曜日）

※緊急のときには迷わず110番をしてください！

～パープルリボン運動のご案内～

「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に役場1階町民ホールにおいて啓発展示等を行います。パープルリボンは女性に対する暴力根絶のシンボルマークです。被害者に対して『一人で悩まず相談してください。』というメッセージが込められています。



昨年の啓発展示の様子

↑問い合わせ先↑ 総務課 総務係（☎3-0505）

母子父子寡婦福祉資金貸付金

～ お子さんの進学等に必要な資金が借りられます ～

ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉の向上のため無利子または低利子（1.0%）で借りることのできる資金です。

【対象者】 母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、寡婦

【貸付金の種類】 修学資金、就学支度資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金など12種類

※詳しくは、三重県ホームページ「母子父子寡婦福祉資金貸付金」についてのページをご覧ください。

↑問い合わせ先↑ 健康福祉課 子ども家庭室（☎3-0508）

令和2年度 第2回 「七里御浜クリーン作戦」の実施について

町では環境美化運動の一環として、毎年、七里御浜海岸の清掃作業を実施しています。熊野古道浜街道となっている七里御浜海岸においても美化活動のひとつとして多くの方のご参加をお願いします。

【日 時】 11月29日（日） 8：00～ ※約1時間程度

小雨決行（ただし、荒天の場合は12月13日（日）に延期）

【集合場所】 神志山駅前、向井地交差点、市木川川尻、萩内クラブ、ピネ前駐車場、七里御浜ふれあいビーチ、山地バス停前（お近くの集合場所にお集まりください）

【その他】 集合場所にて、軍手、ゴミ袋を配布します。

↑問い合わせ先↑建設課 管理係（☎3-0521）

サポカー補助金制度について

サポカー補助金とは？

「サポカー補助金」とは、経済産業省による自家用自動車を対象とした「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」及び国土交通省による事業用自動車を対象とした「安全運転サポート車普及促進に係る自動車事故対策補助金」の総称です。

「サポカー補助金」は、安全運転サポート車の車両（新車・中古車）購入補助と後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置導入補助の2種類の補助制度で構成されています。

対象者

・令和2年度中に満65歳以上となる方※

①対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車（サポカー）

②後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入等を支援

※令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者を雇用する事業者を含む。

詳しくは で検索してください。



↑問い合わせ先↑総務課 総務係（☎3-0505）

訂正とお詫び

広報みはま 10月号広報文芸の記事におきまして誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

【誤】 満天の 星の中より 星が飛ぶ 後呂 智子



【正】 満天の 星の中より 星が飛ぶ 後呂 智子

中央公民館図書室だより ～図書室おすすめの本を紹介します～

～テーマ～ 「日本の絶景」



100年後まで残したい！ 日本の美しい花風景

はなまっぷ／著（三オブックス 発行）

75人のインスタグラマーによる四季折々の素敵な花写真が満載。季節を感じ、見ているだけで幸せな気持ちになります。心に潤いを与えてくれる、そんな1冊です。



死ぬまでに行きたい！ 世界の絶景 日本編

詩歩／著（三オブックス 発行）

“日本の絶景”をテーマに47都道府県の絶景写真を紹介。改めて日本の良さを実感できる、そんな景色がたくさんあります。自分だけのお気に入りを見つけてみてください。

新刊情報などはInstagramでもお知らせしています。

Instagram 御浜町中央公民館  で検索、または右のQRコードよりご覧ください。

中央公民館図書室 開館時間 9:00～17:00 休館日：毎週月曜日



↑問い合わせ先↑ 教育委員会（中央公民館）（☎2-3151）

年金だより

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます
～年末調整・確定申告まで大切に保管をお願いします～

**国民年金保険料は、全額が所得税・住民税の
社会保険料控除の対象です。**

令和2年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、申告等の時期まで大切に保管をお願いします。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご

家族（配偶者やお子様等）の分も負担された場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

送付者 日本年金機構

送付時期 11月上旬

（令和2年9月30日～12月31日までの間に、今年のはじめて国民年金保険料を納付された方へは、翌年の2月上旬に送付されます。）

↑問い合わせ先↑

尾鷲年金事務所（☎0597-22-2340）

住民課 保険年金係（☎3-0512）

情報コーナー

令和2年度「借金のお悩み 電話相談(無料)」について

三重県多重債務者対策協議会では、下記の日程で「借金のお悩み電話相談」を開催します。

【相談日時】

12月6日(日) 10:00～15:00

12月13日(日) 10:00～15:00

【相談対応者】

弁護士(三重県弁護士会)または司法書士(三重県司法書士会)

【電話番号】

☎059-224-2026

※相談日当日のみの専用ダイヤルです。

※相談は無料ですが、通話料がかかります。

相談は1時間程度を限度にお聞きします。

※相談が集中しつながりにくくなることがあります。その際は、時間をおいておかけ直してください。

↑問い合わせ先↑

三重県多重債務者対策協議会

☎059-224-2400

「こころの健康相談」の開催について

保健所では、こころに悩みをもつ人自身、及びこころの病気が疑われるが本人に自覚がないため対応に苦慮している家族などを支援するため、精神科医師による「こころの健康相談」を開催します。

【日時】 11月25日(水) 13:30～16:30

【場所】 役場3階 和室会議室・第5会議室

【対象者】 こころに悩みをもつ人及びその家族など

【内容】 精神科医師による「こころの健康相談」

【申込み】 11月11日(水)まで ※要予約

↑申込み・問い合わせ先↑

熊野保健所 健康増進課

☎0597-89-6115

三重県最低賃金が時間額874円に改定

三重県最低賃金は、10月1日から1円引上げられて「時間額874円」になりました。この最低賃金は、年齢・雇用形態(パート・アルバイトなど)を問わず、三重県内で働く全ての労働者に適用されます。なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。また、最低賃金の引上げに対応して、中小企業支援のための業務改善助成金制度や働き方改革推進支援センター無料相談窓口(☎0120-111-417)を設けていますので、ぜひご活用ください。

↑問い合わせ先↑

三重労働局賃金室

☎059-226-2108

中小・小規模事業者様へ 無料経営相談会を実施します

三重県よろず支援拠点(国が各都道府県に設置した無料の経営相談所)による経営相談会を以下のとおり実施します。経営上のあらゆるお悩みの相談に対応しますので、お気軽にご相談ください。相談を希望される方は、三重県産業支援センター(☎059-228-3326)までご予約をお願いします。

【日時】 毎月第1・3月曜日

10:00～16:00

【場所】 七里御浜ツーリストインフォメーションセンター会議室

↑問い合わせ先↑

三重県産業支援センター

☎059-228-3326

地方税の納付について

御浜町を含む市町及び県で連携して、地方税の徴収を行っていくこととしています。

災害や病気など特別な理由によって税金の納期内納付が困難になった場合は、随時「納付相談」を受け付けています。納付に困った時は、未納税を放置することなく、税務課までご相談ください。

↑問い合わせ先↑

税務課 収納係 (☎3-0510)

■役場の開庁時間

役場の開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です。

尾鷲税務署からのお知らせ

◆所得税の青色申告決算等説明会及び年末調整説明会の開催を中止します。

例年11月ごろに行っていた、所得税の青色申告決算等説明会及び年末調整説明会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を中止します。詳しくは下記までお問い合わせください。

◆税務署の相談窓口について

【インターネット上の税務相談室】

パソコンやスマートフォンから「タックスアンサー」と検索

【電話による相談】

下記までお電話をお掛けください。自動音声に従って「1」を選択すると「電話相談センター」につながります。

↑問い合わせ先↑

尾鷲税務署 ☎0597-22-2222

介護有資格者再チャレンジ研修
(Web研修)参加者募集

介護の資格は持っているけれど、「経験がない」、「ブランクがある」などと介護の職に就くことに不安がある方や、復帰したけれど、もう一度『介護の基本』を学び直したいとお考えの方に、不安や悩みを解消し、福祉・介護の現場で活躍していただけるよう、介護の知識や技術のスキルアップができるWeb研修を実施します。

※詳しくは下記までご連絡ください。

↑申込み・問い合わせ先↑

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
三重県福祉人材センター
☎059-227-5160

農業次世代人材投資事業の受付期間

国では新規就農される50歳未満の方に、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間最大150万円を交付する農業次世代人材投資事業を行っています。

受付期間は11月1日から11月30日までです。書類の作成に時間がかかる場合がありますので、交付金の申請を希望される方は受付期間外でも結構ですので早めに農林水産課へご相談ください。

↑申込み・問い合わせ先↑

農林水産課 農業振興係 ☎3-0517



紀宝警察署メールボックス

「指名手配被疑者の検挙に御協力を！」

令和2年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者を始めとして、約630人に上ってます。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。

指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、国民のみなさんの御協力がぜひとも必要です。よく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。

↑問い合わせ先↑

紀宝警察署 ☎0735-33-0110

紀南医師会応急診療所

【診療日・場所】

11 / 1 日 (日)	3 日 (祝・火)	8 日 (日)	15 日 (日)
応急 診療所	まつうら クリニック	応急 診療所	応急 診療所
22 日 (日)	23 日 (祝・月)	29 日 (日)	
応急 診療所	西久保内科 クリニック	応急 診療所	

【診療時間】 9:00～12:00

13:00～17:00

【診療科目】 内科

【連絡先】

西久保内科クリニック ☎05979-3-1155

まつうらクリニック ☎05979-3-0150

(15歳以上のみ)

応急診療所 ☎0597-88-1001

※祝日などの診療医院は医師の都合により変更となる場合がありますので、来院前に必ず診療予定の医院、または熊野市消防本部 (☎0597-89-0119) まで問い合わせください。



令和2年8月1日～31日届出分

➤ 上市木



わたなべ いさぎ
渡邊 潔くん
やまと さり
大和さん・紗理さん

役場連絡先

<市外局番 05979>

総務課 3-0505	農林水産課 3-0517
企画課 3-0507	建設課 3-0521
税務課 3-0510	出納室 3-0523
住民課 3-0512	議会事務局 3-0524
健康福祉課	教育委員会 3-0526
福祉係 3-0515	尾呂志支所 4-1001
地域包括支援 3-0514	神志山連絡所 2-0001
健康づくり係 3-0511	町民サービスセンター 2-2004
子ども家庭室 3-0508	中央公民館 2-3151
生活環境課 3-0513	給食センター 2-4690

広報文芸



令和二年十一月号

御浜町俳句会

村芝居 神主演ず 大蛇かな
群青の 底なく澄むる 秋の天
名月や 家路急ぎし 子らの声
透きとおる 鈴虫の声 闇深し
凜と咲く 千の名のある 曼珠沙華
天候の やつと定まり 大根まく
天高く 読書に明ける 日々好日
野良仕事 終ふやこの世は 曼珠沙華
秋出水 一気に夏を 押流す
大雨を 過ごして出番ぞ 虫の声
父母想う 車窓より 曼珠沙華見て
虫の夜 電子書籍の 頁繰る
秋草を 摘む年寄に 夕陽照る
秋の夜 娘と電話 終りなし
月みるや 昔の名残り 此の里に
鈴虫が 鳴く交番に 飼われりて
声もなく 鳴看経の 時移る
雨戸閉め 虫の音に 返しけり
愚作の句 ほめて秋霖の中 逝く

◎前号後呂智子さんの句脱字がありました
訂正してお詫び申し上げます
◎満天の星の中より星が飛ぶ

後呂 智子
後呂 智子
佐野 正己
中納 米子
下川 幸子
北地 雅人
出口 康一
立嶋 どうしん丸
上野 山明子
萩内 玄才
山口 正倫
大平 昭
込谷 徳隆
須崎 行雄
榎本 樹代
須崎 久美子
湊 貞
藤岡 文子
西 敦子
織田 信勝

10月1日現在の人の動き

人口 8,374人 (－12人)
男 3,948人 (－2人)
女 4,426人 (－10人)
世帯数 4,165戸 (－6戸)

あとかき

今月号は9月から10月に開催された運動会の様子を特集で載せています。ぜひご覧ください。コロナの影響でスマートな運動会でしたが、みんな一生懸命頑張っていて、とても楽しそうでした。

11月に入りますが、11月1日は「わん・わん・わん」の日で犬の日と言われています。何かの記事で見たのですが、動物愛護に力を入れているイタリアのトリノでは犬に1日3回以上散歩をさせないと500ユーロ(約6～7万円)の罰金があるそうです。散歩は徒

歩でしか認められません。ただし、自宅の庭などで遊ばせている場合はOKみたいです。動物を飼うという事は、それだけ飼い主に責任があるという事です。

私も犬を飼っているのですが、私が外出する際を見計らってよく脱走し、外を駆けずり回っています。犬のあだ名は脱走兵です。朝の時間が無い時に、脱走兵が脱走すると捕まえるのに必死です。朝からおじさんが犬に犬を追いかけけている姿は中々なものです。笑

それでもやっぱり脱走兵が大好きな太田でした。

(総務課 総務係 おおた たけゆき 太田雄之)

■…ごみ関係（生活環境課 ☎3-0513）

※燃料ごみは毎週火・金曜日に全域を収集します。

■…健康づくり係関係（健康福祉課 ☎3-0511）

子ども家庭室関係（健康福祉課 ☎3-0508）

■…みはまスポーツクラブ関係（事務局 ☎090-2060-3151）



1	日	資源持込日 8:00～12:00 くるくるタウン 結核・肺がん検診	17	火	卓球教室 19:00～21:00 阿田和中第2体育館 ゴルフ教室 19:00～21:00 ゴルフクラブ熊野 多重債務者相談 10:00～12:00 役場1階 第1会議室
2	月	資源持込日 9:00～12:00 13:00～16:00 くるくるタウン 紙・布収集日(市木・神志山地区)	18	水	ビン類収集日(阿田和・尾呂志地区) ソフトテニス教室 19:00～21:00 阿田和小テニスコート ゴルフ教室 19:00～21:00 ダイヤモンドゴルフヒル ミニバスケットボール教室 18:00～19:30 御浜小体育館 行政・人権・心配ごと相談 9:00～11:00 役場3階 第5会議室
3	火	文化の日 結核・肺がん検診 ゴルフ教室 19:00～21:00 ゴルフクラブ熊野	19	木	庭の草・小枝収集日(全域) 1歳6ヵ月・3歳児健康診査(個別通知) 御浜町福祉健康センター 卓球教室 19:00～21:00 阿田和中第2体育館 ストレッチ・エクササイズ・サークル 10:00～11:10 中央公民館
4	水	金物収集日(阿田和・尾呂志地区) ありんこ広場 9:30～11:30 御浜町福祉健康センター ソフトテニス教室 19:00～21:00 阿田和小テニスコート ゴルフ教室 19:00～21:00 ダイヤモンドゴルフヒル ミニバスケットボール教室 18:00～19:30 御浜小体育館	20	金	子どもの広場(自主活動) 9:30～11:30 御浜町福祉健康センター 健康太極拳教室 19:00～20:30 志原公民館
5	木	資源プラスチック収集日(全域) 卓球教室 19:00～21:00 阿田和中第2体育館 ストレッチ・エクササイズ・サークル 10:00～11:10 中央公民館	21	土	ゴルフ教室 9:30～12:00 清掃センター ミニバスケットボール教室 13:30～15:30 御浜小体育館
6	金	子どもの広場 9:30～11:30 御浜町福祉健康センター 健康太極拳教室 19:00～20:30 志原公民館	22	日	資源持込日 8:00～12:00 くるくるタウン
7	土	ゴルフ教室 9:30～12:00 清掃センター ミニバスケットボール教室 13:30～15:30 御浜小体育館	23	月	勤労感謝の日 小型家電収集日 8:00～12:00 くるくるタウン
8	日	資源持込日 8:00～12:00 くるくるタウン	24	火	卓球教室 19:00～21:00 阿田和中第2体育館 ゴルフ教室 19:00～21:00 ゴルフクラブ熊野
9	月	資源持込日 9:00～12:00 13:00～16:00 くるくるタウン 紙・布収集日(阿田和・尾呂志地区)	25	水	ビン類収集日(市木・神志山地区) ソフトテニス教室 19:00～21:00 阿田和小テニスコート ゴルフ教室 19:00～21:00 ダイヤモンドゴルフヒル ミニバスケットボール教室 18:00～19:30 御浜小体育館
10	火	卓球教室 19:00～21:00 阿田和中第2体育館 ゴルフ教室 19:00～21:00 ゴルフクラブ熊野	26	木	資源プラスチック収集日(全域) 4ヶ月・10ヶ月児健康診査(個別通知) 御浜町福祉健康センター 卓球教室 19:00～21:00 阿田和中第2体育館 ストレッチ・エクササイズ・サークル 10:00～11:10 中央公民館
11	水	金物収集日(市木・神志山地区) ソフトテニス教室 19:00～21:00 阿田和小テニスコート ゴルフ教室 19:00～21:00 ダイヤモンドゴルフヒル ミニバスケットボール教室 18:00～19:30 御浜小体育館 年金相談 10:00～14:00 役場1階 第1・2会議室	27	金	子どもの広場(自主活動) 9:30～11:30 御浜町福祉健康センター 健康太極拳教室 19:00～20:30 志原公民館
12	木	資源プラスチック収集日(全域) 卓球教室 19:00～21:00 阿田和中第2体育館 ストレッチ・エクササイズ・サークル 10:00～11:10 中央公民館 弁護士無料法律相談 13:30～15:30 役場3階 第5会議室	28	土	ゴルフ教室 9:30～12:00 清掃センター ミニバスケットボール教室 13:30～15:30 御浜小体育館
13	金	粗大ごみ収集日(持込) 子育て相談 9:30～11:30 子育て支援室 子どもの広場(自主活動) 9:30～11:30 御浜町福祉健康センター 献血 14:30～16:00 役場 健康太極拳教室 19:00～20:30 志原公民館	29	日	
14	土	ゴルフ教室 9:30～12:00 清掃センター ミニバスケットボール教室 13:30～15:30 御浜小体育館	30	月	紙・布収集日(阿田和・尾呂志地区)
15	日	資源持込日 8:00～12:00 役場北側駐車場	11月の納期限 11月30日(月) ●固定資産税 第4期 ●国民健康保険税 第5期 ●後期高齢者医療保険料 第5期 ※納税は便利で確実な口座振替をどうぞご利用ください。		
16	月	資源持込日 9:00～12:00 13:00～16:00 くるくるタウン 紙・布収集日(市木・神志山地区)			



みて見てみはま



10／2(金)こころの健康づくり講演会



役場にて心の健康づくりに関するゲートキーパー研修会が開かれ、町民や町職員約25人が講演に参加しました。講師に愛知医科大学病院こころのケアセンターで臨床心理士を務める古井由美子さんをお招きし、心に悩みを抱えやすい人の心理特徴や相談対応方法などを説明していただきました。

10／12(月)フェアフィールド・バイ・マリオット・三重御浜オープニングセレモニー



フェアフィールド・バイ・マリオット・三重御浜のオープンを記念して、セレモニーが行われました。

積水ハウス株式会社とマリオット・インターナショナルによる、「Trip Base道の駅プロジェクト」として、地域や自治体、パートナー企業とともに観光を起点に地域経済の活性化を目指しています。